大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第5条第1項の規定により,平成13年12月25日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について,法第8条第4項の規定により本市の意見を述べましたので,法第8条第6項の規定に基づき,次のとおり意見の概要を公告するとともに,その意見を縦覧に供します。

平成14年8月23日

京都市長 桝 本 賴 兼

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベルタウン竹田店(仮称) 京都市伏見区竹田中島町100ほか8筆

2 意見の概要

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに,大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年通商産業省告示第375号)を勘案し,届出書類を総合的に検討したところ,隣接地に建設中の大規模小売店舗(ホームセンター)の交通面での影響を踏まえた配慮が必要であると判断する。

3 縦覧場所,期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年8月23日(金)から平成14年9月24日(火)まで(日曜日,土曜日 及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

(産業観光局商工部商業振興課)